

## 「横断的」金融サービス仲介業について

1月下旬に、自社のプラットフォームを使って複数分野の金融商品・サービスを個人に提供する金融サービス仲介業が2021年度にも創設されることが報じられた。

これは、昨年12月に金融審議会決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループから公表された報告内容を受けたもので、同時期に公表された政府未来投資会議（首相官邸）での「新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告（案）」においても、ECサイトなど個人のインターネット利用の増加を想定して、「一度登録さえすれば、銀行・証券・保険の全ての分野の商品・サービスを扱えるようにする」、「金融機関が仲介業者に対する指導・監督義務や賠償責任を課されない新たな仲介業を設ける規制緩和を行う金融サービス仲介法制の整備」を検討し、関連法案として3月6日に国会に提出された。

新制度は、金融商品販売法を改称して「金融サービスの提供に関する法律」とし、「金融サービス仲介業」制度を創設するものだが、今までの業法別に分かれていた仲介業とは別に横断的な法制度となっている。この目的としては、スマートフォンの普及などICTの進展を背景にして、個人が様々なサービスの中から自分に適した金融サービスを選択しやすくする。一方、対面を中心とする現行の業態別仲介制度も存続させる。

現行の仲介業制度では業態別（銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人）に登録が必要だったが、新たな金融サービス仲介業では一つの登録で銀行・証券・保険のサービスを仲介することが可能で所属金融機関も必要ない。しかし、その分、自らが仲介者としての態勢整備を行う必要がある。また、取扱可能なサービスが制限されたり利用者財産（サービス購入代金など）を受け入れることは禁止される。資本金規制はないが、利用者保護のために保証金を業務規模に合わせて供託する義務を負っている。その他の業務概要は以下のとおり。

### ●金融機関との関係と兼業

特定の金融機関への所属を求めず、業務上のパートナーとして金融機関と連携・協働する関係となる。なお、既存の仲介業制度はそのままなので、顧客にとってはどの立場で仲介してるか誤認しないように、原則新旧仲介業の兼業は禁じられる。

### ●業務範囲

銀行・証券・保険分野の金融サービスのうち、仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられるものを媒介する。なお、仲介業者サイトなどで多くの金融サービスを顧客が比較検討できることが望まれており、例えば銀行サービスであれば、協同組織金融機関や貸金業者への仲介も行えるようにする。

### ●参入規制

既存の仲介業と異なり所属金融機関がなく、自ら賠償責任を負う必要がある。そのため、賠償資力の確保に資するよう、事業規模に応じた額の保証金の供託等の義務付けするので、事業規模（前年度の手数料額など）に応じた保証金の供託が義務付けられる。

### ●行為規制

新たな仲介業者に対する行為規制のうち、名義貸しの禁止や顧客に対する説明義務、業務運営に関する体制整備義務等、仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については共通させる。金融サービス毎の特性に応じた規制については、新たな仲介業者が取り扱う金融サービスに応じて課すことで、仲介業者の事業内容に応じたアクティビティーベースの規制を目指す（例えば、証券サービスの場合、損失補填やインサイダー情報を利用した勧誘の禁止、フロントランニング禁止など）。新たな仲介業者の中立性を評価することについては、金融機関から受け取る手数料等の開示を求めることとなる。また顧客に対する説明

義務については、書面交付や説明・情報提供に関して仲介業者が担う役割を顧客に明示する。なお、仲介業務に関する自主規制や紛争解決手続を整備する必要があることから、新たな仲介業者に係る協会を設けることも予定されている。

この新たな金融サービス仲介業に対して、既存仲介業者の今後の動向も注目されるところだ。

